



平成27年9月4日

各 位

大阪市北区曾根崎新地二丁目1番23号
株 式 会 社 ア イ ル
代 表 取 締 役 社 長 岩 本 哲 夫
(JASDAQ・コード3854)

問い合わせ先 取締役 経営管理本部長 戸田泰裕
電 話 番 号 06-4798-1170(代表)
U R L <http://www.ill.co.jp>

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年9月4日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成27年10月29日開催予定の第25回定時株主総会に付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 当社は、平成27年7月6日付の「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて別途開示いたしましたとおり、平成27年10月29日開催予定の第25回定時株主総会の承認を条件に、監査等委員である取締役（複数の社外取締役を含む）に議決権を付与することで取締役会の監督機能をより一層強化し、コーポレート・ガバナンス体制の充実を図り、透明性の高い経営を目指すために監査等委員会設置会社へ移行いたします。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものです。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）の施行に伴い、非業務執行取締役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりましたので、適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、現行定款第27条（取締役の責任免除、変更後の定款第28条）の一部を変更するものであります。なお、当該変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) その他、上記の変更に伴う条数の修正等所要の変更ならびに規定内容を明確化する為の変更を一部加えるものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成27年10月29日（木）
定款変更の効力発生日	平成27年10月29日（木）

以 上

別紙（下線は変更箇所を示します）

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条（条文省略）</p> <p>（機関）</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) <u>会計監査人</u></p> <p>第5条～第16条（条文省略）</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>（員数）</p> <p>第17条 <u>当社の取締役は、10名以内とする。</u></p> <p>（選任方法）</p> <p>第18条 <u>取締役は、株主総会において選任する。</u></p> <p>2（条文省略）</p> <p>3（条文省略）</p> <p>（任期）</p> <p>第19条 <u>取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条（現行どおり）</p> <p>（機関）</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(3) <u>会計監査人</u></p> <p>第5条～第16条（現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>（員数）</p> <p>第17条 <u>当社の監査等委員である取締役以外の取締役（以下「監査等委員でない取締役」という。）は、15名以内とし、監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>（選任方法）</p> <p>第18条 <u>監査等委員でない取締役および監査等委員である取締役は、それぞれ区別して株主総会において選任する。</u></p> <p>2（現行どおり）</p> <p>3（現行どおり）</p> <p>（任期）</p> <p>第19条 <u>監査等委員でない取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p style="text-align: center;">（削 除）</p> <p><u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期が満了する時までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第20条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 2 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長) 第21条 (条文省略) 2 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第23条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の議事録) 第24条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>第25条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">(補欠の監査等委員である取締役の予選の効力)</p> <p><u>第20条 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、当該選任のあった株主総会の決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第21条 取締役会は、その決議によって、<u>監査等委員でない取締役の中から</u>代表取締役を選定する。 2 取締役会は、その決議によって、<u>監査等委員でない取締役の中から</u>取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長) 第22条 (現行どおり) 2 (現行どおり) <u>3 前2項に関わらず、監査等委員会を選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。</u></p> <p>(取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第24条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の議事録) 第25条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>第26条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>4 補欠監査役の選任に係る決議の効力は、当該選任のあった株主総会后4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開催の時までとする。</u></p>	(削 除)
<p><u>(常勤監査役)</u> <u>第32条 監査役会は、その決議によって常勤監査役を選定する。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役会の招集通知)</u> <u>第33条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>	(削 除)
<p><u>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役会の決議方法)</u> <u>第34条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役会の議事録)</u> <u>第35条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役会規程)</u> <u>第36条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	(削 除)
<p><u>(報酬等)</u> <u>第37条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役の責任免除)</u> <u>第38条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
<p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u> <u>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(監査等委員会の招集通知)</u> 第29条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(常勤の監査等委員)</u> 第30条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(監査等委員会規程)</u> 第31条 監査等委員会に関する事項については、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p>
<p>第6章 会計監査人 第39条～第40条 (条文省略)</p>	<p>第6章 会計監査人 第32条～第33条 (現行どおり)</p>
<p>(報酬等) 第41条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p>	<p>(報酬等) 第34条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p>
<p>第42条～第45条 (条文省略)</p>	<p>第35条～第38条 (現行どおり)</p>
<p>(配当金の除斥期間) 第46条 (条文省略)</p>	<p>(配当金の除斥期間) 第39条 (現行どおり)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>2 未払の配当金には利息を付さない。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>附 則 <u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u> 第1条 第25回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力発生時以前の会社法第423条第1項の行為に関する監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p>(監査役の責任限定契約に関する経過措置)</p> <p><u>第2条 第25回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力発生時以前の会社法第423条第1項の行為に関する社外監査役と締結済みの責任限定契約については、なお上記一部変更前の定款第38条第2項の定めるところによる。</u></p>

以 上